

## 多賀城八幡小学校いじめ防止基本方針

### 1 いじめを未然に防止するための取組

- 全ての児童が参加できる授業を創造する。
- 全ての教員が公開授業を行って、互いの授業を参観し合う機会を設ける。
- 教師の不適切な認識や言動，差別的な態度や言動がないように注意する。
- 他人の役に立っている，他人から認められているといった自己有用感を育む。
- 「いじめはいけない」ことや、「何がいじめなのか」ということについて，全ての学級で必ず指導する。
- 少しくらいのストレスがあっても負けない自信を育む。また，他者の尊重や他者への感謝の気持ちを高めることによって，ストレスをコントロールする態度を身に付けさせる。

### 2 早期発見・早期対応の在り方

- 児童のささいな変化に気付き，気付いた情報を確実に共有し，速やかに対応する。
- 気になる変化や行為について付箋紙等に簡単にメモし，職員がいつでも共有できるようにしておく。
- 健康観察や個別面談を通して，児童の生活の様子を把握する。
- 暴力的な行為や「暴力を伴ういじめ」を目撃した場合は，速やかに止める。

### 3 いじめに対する措置

- いじめの疑いがあるような行為が発見された場合，いじめの対策のための「組織」が，いじめとして対応すべきか否かを判断する。いじめであると判断された場合は，被害児童のケア，加害児童の指導など，問題が解消するまで，この「組織」が対応する。
- 通常考えられるいじめについては，この「組織」が対応する。いじめが「重大な事態」と判断された場合は，国が示したフローチャートに従い，学校の設置者からの判断に従って対応する。
- いじめを傍観していた児童に対しても，自分の問題として考えさせ，いじめは絶対に許されない行為であり，根絶しようという態度を身に付けさせる。
- 学校単独で対応することが困難な場合は，学校の設置者と相談しながら対応を考え，必要に応じて外部の専門機関に援助を求める。

### 4 組織の構成員

学校の複数の教職員・・・校長，教頭，主幹教諭，生徒指導主任，学年主任  
心理，福祉等に関する専門家・・・スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー  
その他の関係者・・・民生児童委員，子ども福祉課職員，多賀城市青少年指導員，  
P T A本部役員，塩釜警察署生活安全課